

令和 3 年

第 11 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和3年 第11回 定例・臨時 委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和3年7月19日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 3時50分	畑野行政サービスセンター 4階 佐渡総合教育センター 第2研修室
閉会日時	令和3年7月19日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 4時30分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 新発田 靖		中村 友子
1番委員 仲川 正道		池 典比古
2番委員 中村 友子		
3番委員 池 典比古		
4番委員 瀧川 紀子		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 柳澤 正二 総務係長 飯田 誠		社会教育課 課長 市橋 秀紀
学校教育課 課長 森 和人 管理主事 福井 晴人 主任 山本 秀和		
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目		
議案第 47 号	令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度佐渡地区中学校教科用図書「社会（歴史的 分野）」の採択について	
議案第 48 号	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者 負担金の徴収に関する要綱の制定について	
議案第 49 号	佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について	
議案第 50 号	佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について	
議案第 51 号	佐渡市文化振興ビジョン検討懇談会開催要綱の制定について	
報告事項	その他	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 	<p>◎本臨時教育委員会は、午後3時50分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から令和3年第11回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と池委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・福井管理主 事 	<ul style="list-style-type: none"> ・日程第2、議案第47号「令和4年度・令和5年度・令和6年度佐渡地区中学校教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択について」を議題といたします。 ・事務局の説明を求めます。 ・令和4年度・令和5年度・令和6年度佐渡地区中学校教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択について、別紙のとおり先に行われました選定委員会によって選定いたしましたので、それについて採択したいので、議決を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対して質疑等はございませんか。 ・質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なしと認めます。 ・それでは、これより採決いたします。 ・本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第47号「令和4年度・令和5年度・令和6年度佐渡地区中学校教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択について」は原案どおり可決されました。 ・日程第3、議案第48号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について」を議題といたします。 ・事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂田教育総 務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先般説明が不十分で、大変申し訳ございませんでした。 ・日本スポーツ振興センター災害共済金給付は、学校の管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害、または死亡、それに対しまして医療費、障害見舞金など災害共済が支給される制度です。共済掛金は、日本スポーツ振興センター法の規定により、学校設置者が保護者と負担をしており、保護者の負担額はセンター法によって、施行令に定められる負担割合の範囲の中から決定、徴収をしています。 ・これまでも佐渡市では生活保護を受けている保護者から保護者負担金を徴収せず、佐渡市が日本スポーツ振興センターに保護者負担分と合わせて負担をしています。保護者負担額を経済的な理由により保護者の代わりに負担

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・仲川委員 ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 ・森学校教育課長 	<p>している場合は、共済掛金が返還されます。日本スポーツ振興センターより共済掛金を返還するための要件として条例規則、要綱等、根拠が明らかになる形で保護者負担額を定めていること。次に、定めた保護者負担額の全部、または一部を経済的な理由により保護者の代わりに負担していることとされています。このことから、このたびの要綱の制定は、保護者負担金の徴収に関する要綱第2条で別表を定めて、保護者負担金の額を定め、これを定めた上で第3条において経済的な事由がある場合は保護者負担金を徴収しないことを規定しています。先日の定例会では、徴収しない要保護者の負担金を規定することの必要性、要綱として適切かどうかというご指摘をいただきましたが、表の例3には、保護者負担金を定めた上で、徴収しない場合の理由が経済的理由であることを明記することが取扱いとして望ましいとセンターの方からも示されており、参考にお配りしました資料に載せてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の県内の自治体ということで、新発田市、魚沼市、胎内市、制定済みの3つの自治体の負担の仕方を表にまとめました。規則等々についても聞き取りをしました。全体の内容、記載の仕方についても私どもが提案したものと同様の要綱の作り込みをしています。佐渡市の法規の担当からも共済掛金の返還のための要件を満たすための要綱であるということから、そこも踏まえて要綱に作り込むということには問題ないという回答をもらっています。 ・ ただ今の説明に対して質疑等がありますか。 ・ 前回の説明では理解しにくい部分があったので、保留させていただきましたが、今回は別紙も添付していただき詳しい説明をいただきました。ありがとうございました。理解できました。 ・ その他ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第48号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定については原案どおり可決されました。 ・ 日程第4、議案第49号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱の一部改正について改めて説明させていただきます。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 ・ 山本学事係主任 ・ 仲川委員 ・ 山本学事係主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市就学援助事業実施要綱の第3条第2号ウの「総所得」の次に「(給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者にあつては、1人につき10万円(給与所得及び公的年金等所得の金額の合計額が10万円未満の場合は、当該合算額)を控除した額をいう。)」という文言を加えます。これは、平成30年度税制改正により、令和2年度分から給与所得控除、公的年金控除及び基礎控除が見直されました。基礎控除が一律10万円引き上げられた代わりに給与所得控除、公的年金控除がそれぞれ一律10万円引き下げられました。この改正により高所得者以外は増税とはならないとしています。それに伴い、佐渡市教育委員会では準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業においても、税制改正の準要保護児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることや負担増がないよう、令和3年度以降においても前年度における世帯の総所得算定の水準に基づいて判定することにしました。つきましては、令和3年度の認定基準について、佐渡市就学援助事業実施要綱第3条ウに掲げる認定基準の対象者世帯の前年の総所得において給与所得、または公的年金所得等のいずれかがある者にあつては1人につき10万円を控除した額とすることで税制改正による影響が及ばないように対応することとしています。 ・ なお、前回の協議にあった他市の認定基準について、佐渡市は、生活保護法による生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を認定しています。同様の市が佐渡市を含め、20分の9市です。新発田市、阿賀野市は、より広く認定しています。新潟市は以前から基準倍率により支給率を4段階に分けています。平成30年度の認定割合は、新潟市が24%ほどです。他の19市は基準倍率以内では一律に認定しています。佐渡市の認定率は、ここ数年20%ほどです。なお、現段階で総所得金額から10万円控除を予定としているのは20市中11市です。 ・ ただ今の説明に対して質疑等がありますか。 ・ 9ページの資料が大変参考になる資料で、初めてしっかり整理されたものを見せていただきました。新潟市のその他基準はとても興味があります。ランクを4つに分けて、一律ではなくてより困ったところには手厚くという形をとっていますが、これは事務作業としては相当の手間になるのでしょうか。 ・ 4段階に分けるという話ですので、それほどの手間ではないかと思いません。 ・ 新潟県内の他の自治体にはあまり普及していませんが、何か理由は考えられますか。 ・ 新潟市に関しましては、平成23年は認定率がもう20%台後半、30%まではいかないんですが、そのような経緯がありまして、平成23年に1.4から1.3に掛け率を下げたのです。そして、5段階だったものを4段階に変えたのが平成23年からで、それから徐々に下がってきて、平成30年ですと23%台後半まで落ちてきているというのが実情のようです。他の県内20市の中
--	--

	<p>で、生活保護基準を基準としているのが半分ぐらいで、あとの市は特別支援教育就学奨励費の方を基準としているということです。生活保護基準を基にしているところはみんな今回の税制改正で10万円を控除する予定ということは確認しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この基準倍率が1.3から1.5ぐらいの間ですが、何か法令上の取決めがありますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本学事係主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありません。これは、各自治体によって決めることができるものですので、阿賀野市は1.5というかなり高い比率ですが、各市町村の裁量に任せられているということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅を決めている法令があるということもないのですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本学事係主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。それも平成17年の税源移譲等の三位一体のときに、もう市町村で独自にやりなさいということになったということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質問ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第49号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、議案第50号は人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 挙手多数と認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第50号については秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第50号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」、坂田教育総務課長より説明した。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第6、議案第51号「佐渡市文化振興ビジョン検討懇談会開催要綱の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市は現在、文化振興についてのビジョンがありません。昨日は、文化財団の船出の仕事として、佐渡島総合開発センター3階でこけら落としという形で佐渡の人形芝居の講演させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この文化財団を昨年度どうするかという中で、池田哲夫先生を座長とし

た検討委員会の中で、文化財団が道先を誤っている状況としては、佐渡市にビジョンが何もない中でスタートしたというところ、そして在り方検討会で意見をいただいたものに対して佐渡市の方でも検討いたしました。その中でも佐渡市に文化振興に関してのビジョンがないというのが大きな原因ではないかと感じています。平成23年には教育委員会から文化財室が世界遺産に移って、有形のものは世界遺産の方へ移っていますが、話合いがしっかりとなくなっていたという部分があったのか、当時のことを分かる職員が今いませんが、無形のものに関して、佐渡学センターでも無形の文化財に関して何もやっている部署がなかったところとか、文化財団等をしながら文化振興についてやっていないもの、組織的におかしいものを洗い出した中で、今回文化振興ビジョンがやはり必要ではないかということで、3月2日にも文化財団を続ける中でこの話をしたのかと思いますが、佐渡市の中では佐渡学センターの中で文化振興係というものを作りまして、佐渡の文化振興をどうするかというところで、有形ではなく、無形のをどうするかを考えていく。そして、文化財団をしっかりと支援していくという部分で文化振興係を立ち上げました。この後、文化振興ビジョンの策定に当たっては、世界遺産課と社会教育課と連携した中でしっかり作っていく。そして、世界遺産を見越した中でビジョンが必要ですので、委員を立ち上げ、検討していきたいので、今回要綱の制定を上げさせていただきました。

- ・ 佐渡市文化振興ビジョン検討懇談会開催要綱は、2条で懇談会において意見、助言を求める事項は次のとおりとして、文化振興ビジョンの制定に関する事項、そして前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項ということで考えておりますし、参加者はおおむね10人程度です。3条では、学識経験者、専門知識を有する者、これは池田先生にも入ってもらって検討していきたいと考えておりますし、佐渡には版画などいろいろな芸術がありますので、それを取り巻く学校関係、社会教育関係の関係者を含めた10人程度で懇談会を作って、ビジョンを作りたいと考えております。今は1年以内ということで、来年3月までにはと思っております。世界遺産課と話しする中で、幅広い部分でなかなか難しい部分もありますが、頑張っってビジョンを作っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

・ 新発田教育
長

・ 仲川委員

- ・ ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。

- ・ 今年度の教育委員会議になって、初めて文化振興に係るビジョンが必要だという話が出てきました。その前は博物館ビジョンを作成するという話は進んでいたのですが、つまり博物館ビジョンの前に文化振興ビジョンを作り、その後に博物館ビジョンに移るという手順を踏むのですね。今後の流れを教えてください。この文化振興ビジョンはおおむね1年と書いてあります。いつ頃完成させ、その後博物館ビジョンはどのくらいの年限で、作っていくのか。

・ 市橋社会教

- ・ これは概ねですが、当初報告したとおり総合計画が今年度3月にある程

<p>育課長</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・市橋社会教 育課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・市橋社会教 育課長</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・市橋社会教 育課長</p>	<p>度方向性が出ると思いますので、今それに合わせてビジョンを考えていきたいということで、できれば今年度中にビジョンはある程度作りたいとは思っておりますが、正直、自信のないところでもあります、すみません。計画に合わせて進めたいとは思っています。そして、それができた後、そのビジョンの中で博物館の必要性、そこでどういうふうに博物館の見せ方というのもやはりビジョンの下についてくると我々考えていますので、その後新年度には博物館の計画をしっかりと作っていきたくと考えています。</p> <p>・ 総合計画の最上位計画を今作成中ということですので、その意向を受けてという形でしょうか。</p> <p>・ はい。</p> <p>・ 分かりました。もう近々、世界遺産登録の件が決定されます。ビジョンにはそれが入るという可能性はありますか。</p> <p>・ 世界遺産課の課長ともずっとその打合せはしていますが、もちろんそれが入った状況で、もう世界遺産は取れるという気持ちの中で今動いていかなければならないとは思っております。</p> <p>・ その他質疑ありますでしょうか。</p> <p>・ 質疑なし</p> <p>・ 質疑なしと認めます。</p> <p>・ それでは、これより採決いたします。</p> <p>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>・ 異議なし</p> <p>・ 異議なしと認めます。</p> <p>・ よって、議案第 51 号「佐渡市文化振興ビジョン検討懇談会開催要綱の制定について」は原案どおり承認されました。</p> <p>・ 日程第 7、報告事項「その他」事務局から何かありますか。</p> <p>・ 昨日の両津で行われました佐渡人形芝居、各団体がすばらしい内容で披露されたかと思えます。見ていただいて、ありがとうございました。これについては昨日のアンケートの中では毎年やってほしいということで、出た団体からも年に 2 回ぐらいでもいいという話がありました。昨日は、実は出演料など一切なしです。自分たちが後継者を作らないといけないという気持ちの中で、昨日は行われたということで、この後文化財団がいろいろな調査をしていく中で、人形芝居の方々と連携して次の世代を作っていきたいということで、今動き出しました。第一歩です。なかなか難しいと思っております、そういうことで今考えております。この後文化財団が入った中で、8 月 22 日にはアミューズメントのこけら落としで、民謡の祝祭ということで、佐渡の 24 団体のほとんどが参加した 1 日もので、長丁場になるのですが、みんなが出たいということで、やはり後継者を作りたいという中で、そういう場を作っていきたいと動いていますので、皆さんまた案内をしたいと思えます</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀧川委員 ・ 新発田教育 長 ・ 森学校教育 課長 ・ 新発田教育 長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育 長 ・ 新発田教育 長 	<p>識が芽生えてきたという感じは少し最後の話で感じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ とてもいい競いでした。ありがとうございました。本当にいい経験でした。 ・ もう一点報告がありますので、お願いいたします。 ・ 前回の教育委員会臨時会でお知らせしました先週 12 日月曜日に起こりました中学生の自転車事故について、その後の報告になります。 ・ その 3 年生は、先週新潟市の病院の方へ入院しておりましたが、16 日金曜日に全ての検査受けて、異常なしという判断で退院することができました。その金曜日の日にもう学校に行くこともできたようです。意識がもうろうとしていると前報告したと思うんですが、もう意識の方はしっかりしていたということと、肘、足が打撲ということで痛そうにしていた部分はあったんですが、それ以外は大丈夫だということです。ご心配おかけしました。 ・ 今の報告について質疑ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、日程第 8、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、7 月 30 日（金）に開催したい旨を説明した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で令和 3 年第 11 回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 4 時 30 分終了</p>
--	--